

阪大分会ニュース

No. 65 2010年8月 発行

関西单一労働組合大阪大学分会

大阪市淀川区十三東 3-16-12 Tel. 06-6303-0449

正規・非常勤・派遣・委託など
1人でも入れる組合です
あらゆる相談を受けつけます
handabunkai@yahoo.co.jp

「当分の間」撤廃を撤回し、 5年後雇い止め＝解雇をやめよ！



最高雇用責任者・鷲田総長は
誠実に話し合いに応じよ！

【団交報告1】私たちは6月22日に鷲田総長と直談判し、7月15日に鷲田総長との話し合い・団交要求書を提出した。大学は8月4日に団交をもったが、鷲田総長は出席しなかった。大学は総長が出席しないのは、国立大学時代には総長が任命権者と位置付けられていたが、現在は任命権者でないことを理由にあげ、総長の責任までないと回答した。しかし、これは総長が出席しない理由にならないし、詭弁でしかない。問題は任命権者という名称にあるのではなく、総長が雇用の最高責任者として位置付けられていたのであり、組織が法人格に変わっても、総長が雇用の最高責任者として位置付けられていることには変わりはない。法人格組織の最高責任者が鷲田清一総長であることは自明の理である。

ところで、鷲田総長は「長期非常勤職員の実態を知っている、自分たちが特例職員制度を

作った」と明確に言った。特例職員採用試験を受験するか、5年後雇い止め＝解雇か、という二者択一を長期非常勤職員にせまり、とどのつまり、失業率5%を越える社会にほうり出そうとしているのだ。これが、国立大学時代から法人化の現在まで数十年にわたって、大学の教育・研究を下支えして働いてきた長期非常勤職員に報いる態度であろうか。教育機関である大阪大学として「正しい」と胸を張るのであるならば、5年後雇い止め＝解雇撤回を要求している長期非常勤職員の前に出てきて、鷲田総長は自ら語るべきである。

平成22年7月15日付け団体交渉要求書に対する回答

はじめに、労働組合との団体交渉に応じるのはあくまで大学であって、個人ではない。
法人化前は大学に法人格がなく、総長が任命権者として位置づけられていたが、法人化後はこのような状況はない。

貴組合との団体交渉については、法人化後、大学は、人事労務室員でもある総務部長が大学を代表して対応することとしており、このことによりこれまで大学としての責任ある回答ができなかった等の問題が生じたことは一切なく、こうした対応方針を変更する考えは今後ともない。

したがって、以上の理由から、総長との団体交渉や総長個人による回答を求める貴組合の要求には応じられない。

次に、各要求事項があるが、「非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則申合せ事項」における「当分の間」の経過措置については、平成27年3月31日をもって終了することを決定し、現時点ではこれを撤回する考えはない。

また、繰り返し説明しているとおり、非常勤職員の雇用期限については、厚生労働省告示において有期雇用契約を更新する場合又はしない場合の判断基準、及び雇止めを行う場合のその理由を明示しなければならないとされていること等を明確にするために、更新期間を含む労働契約期間に上限を設けることが必要であるというのが大学の見解であり、これを撤廃する考えはない。

なお、「非正規化による貧困化」云々は、まさに貴組合が「社会的問題」と理解されているとおり、社会政策上の問題であり、団体交渉で取り上げるべきではないというのが大学の立場であり、これまでの団体交渉の場で繰り説明したとおりである。

大学には対応を必要とする労働組合が、貴組合を含めて9組合存在しており、いずれの組合とも各々の事情を勘案しながら、可能な範囲で日程調整をしているのが現状である。

貴組合との団体交渉においてもそのような考え方に基づいて、今後とも誠実に対応していく所存であり、大学は各労働組合への対応に差異を設けていない。

最後に、貴組合の言う「大学の7割を超える非正規化の問題」というのはどのような根拠をもとに算出された数値が不明であるため、団体交渉の席上において説明願いたい。

交渉経過無視の役員会の「決定」は無効だ！

【団交報告2】大学は「特例職員制度導入に伴う、今後の雇用についてのお知らせ」(以下「お知らせ」)に関して、1月21日の団交で継続交渉を拒否し、団交要求を拒否し続けてきた。私たちは「当分の間」撤廃問題について、再度団交を要求した。しかし、大学は「決定」したから現時点で撤回する考えはないと文書回答し、またもや団交を拒否した。

この間、私たちは04年2月27日に決定された「当分の間」の「申し合わせ事項」が、大学が我が組合に対して考案したものであったということを、大学の大坂府労働委員会の答弁書(2007年4月20日)をもとに主張してきた。しかし、今回の団交でも大学はこの主張に対して、「考案というのは勝手だけれど、関単労さんのいうことだけを聞いて決めたのではない」と必死に抗弁した。なぜに、大学が対関単労のために考案したことを必死で否定するのか。それは、「当分の間」問題が制定時の当初からわが組合と大学の交渉議題であった経過を認めたくないからである。

当時、私たちは「当分の間」が撤廃されれば、長期非常勤職員は即解雇という不安定な状態におかれていることを問題とし、04年3月2日以降、私たちは交渉議題にすることを要求してきた。したがって、「当分の間」撤廃問題における交渉経過を踏まえる

非正規労働者の談話室

みなさん、学内外に目を向けてみましょう。手を結ぼうとする仲間たちがいます。一人で悩まず、組合に連絡を。待っていますよ。

日時：8月26日(木曜)午後6時～9時

場所 豊中市立千里公民館 第一議室

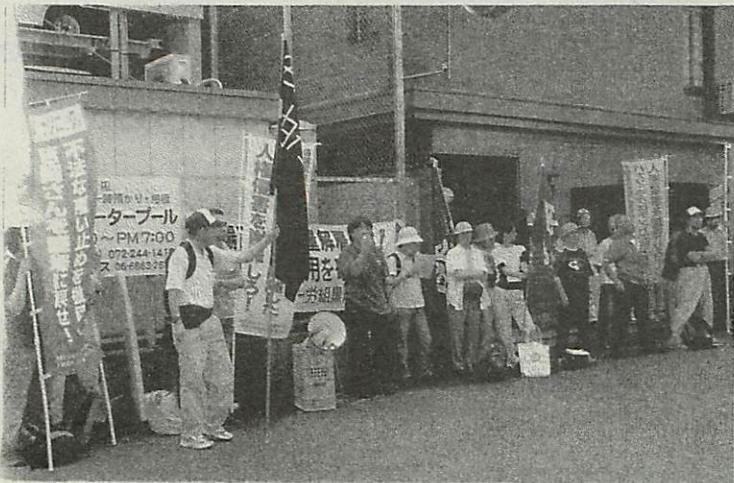
(豊中市千里文化センターCラボ内)

アクセス

・北大阪急行またはモノレール 千里中央駅下車

ならば、大学はまず最初にわが組合に「当分の間」撤廃問題を提案するべきである。まして、「当分の間」撤廃とは、5年後雇い止め=解雇という、重大な労働条件の不利益変更問題だ。それなのに、大学は合意・同意を得る努力など全くしないで「決定」した。さらに、「お知らせ」を公表した2009年10月26日の段階において、すでに「決定していた」ことを2009年12月9日の団交において自己暴露さえしたが、これは大学には労働組合と誠実に交渉して解決していく考えがないということだ。大学の交渉権否定は極めて悪質な不当労働行為だ。このように団体交渉を無視した役員会の「決定」は絶対に許さない。

「理由なき有期雇用」や「雇い止め」を許さず、闘いに立ちあがつ仲間たちと連帯しよう！



■7月30日（月）黒川乳業の工場閉鎖・解雇阻止闘争（関単労）の本社前抗議行動に朝9時から結集し、引き続き、パナソニックは吉岡さんを職場に戻せ！総行動にも参加し、昼の門真パナソニック包囲デモを闘った。不法行為を続けるパナソニックの中村邦夫代表取締役会長は阪大の経営協議会学外委員だ。阪大でも不法行為をしているのではないか！？

8月20日（金）

◇大阪府労働委員会審問／組合側証人主尋問

午後1時～エルおおかか9F

大椿裕子さん（大阪教育合同）の関学の4年切り解雇との闘い、2回目の不当労働行為申し立てをおこなう。

◇京都地裁／龍谷大学の教員使い捨て禁止！裁判

初公判と集会 午後1時20分～208号法廷

嶋田ミカさんは「権利を主張することは、人間の尊厳にかかる義務である」（カント）を胸に、「高学歴ワーキングプア」問題を問う。